

NPO中央労福協ニュース NEWS LETTER

発行所 労働者福祉中央協議会
 事務所 千代田区神田小川町3-8
 中北ビル5階
 電話 03-3259-1287
 URL <http://www.rofuku.net/>
 発行人 菅 井 義 夫

「暮らしサポート」各地で具体化進む

10県で稼働・「本年中に開設」は18県

中小の福祉格差、割賦法改正も重要な運動課題に

- ◇ 中央労福協は4団体合意にもとづく「勤労者の暮らしサポート事業」の展開について、本年2月末現在における全国の協議進捗状況などの調査を行った。それによれば、すでに何らかの形でサポート事業をスタートさせているのは10県、本年中に開設を予定しているのが18県、その他多くの都道府県で具体的な協議が行われている。これらの内容は3月8～9日に開催した地方労福協会議に報告された。会議ではこのほか「多重債務対策」「中小企業勤労者の福祉格差是正に向けた取り組み」についても論議した。
- ◇ 3月28日に開催した三役会は、「生協法改正の動き」について品川副会長(日本生協連)から報告を受け、成立に向けた取り組みの方向を了承。また、割賦販売法改正問題についても意見交換し、当面する重要政策課題であるとの認識で一致した。

〔「暮らしサポート」の進捗状況〕

2月末現在で調査した全国の協議進展状況はおおむね次のとおり。すでに実施している活動の内容は日常生活の中で発生する法律問題に関する相談をはじめ、税金・就職・子育て・介護・年金問題など多岐にわたっている。また、協議途上にある地方労福協では、実施主体や費用分担の問題などの課題があることも明らかにされた。

＜活動をスタートさせている労福協＞

神奈川、長野、静岡、石川、三重、兵庫、山口、徳島、香川、沖縄。

＜本年中の開設を目指している労福協＞

宮城、秋田、山形、茨城、栃木、埼玉、千葉、新潟、富山、福井、愛知、滋賀、島根、鳥取、広島、福岡、大分、鹿児島。

＜実施している主な活動＞

相談業務を中心に、法律、税金、労働、就労、子育て、介護、年金、多重債務、消費契約、住まい、メンタルヘルス、生きがい作り、冠婚葬祭、無料職業紹介 etc。

＜具体化に向けて整理を要する課題・問題点＞

1. 実施主体をどこが担うのか
2. 立ち上げ資金やランニングコストの負担・分担
3. ヒト・モノ・カネの安定的な調達・確保
4. 活動体制、相談員などの人材の確保
5. NPO諸団体などとの提携促進
6. 開設場所の選定
7. 告知・広報のあり方
8. 連合の地域組織と労福協の組織とのマッチング整理

宮下次長が労金協会へ職場復帰 小竹信行氏が中央労福協に着任

2005年4月から中央労福協の事務局次長として活躍していた宮下篤氏が、2年間の出向期間満了となり労金協会へ職場復帰した。かわって労金協会からは小竹信行氏が4月1日付、中央労福協事務局次長として着任した。宮下氏は労金協会の広報渉外部・営業担当次長の職に就いた。

中小企業労働者の福祉格差問題

中小企業勤労者福祉サービスセンターに対する国の補助金が平成18年度で打ち切られることになったことなどをを受けて、中央労福協は3月8～9日の地方労福協会議で中小企業に働く労働者の福祉格差問題について論議した。会議では、京都・龍谷大学の石川剛一教授、全福センターの松野賢荘専務理事、連合の勝尾文三中小労働対策局長から、それぞれの立場からの現状分析や問題提起、運動の方向などについてのレクチャーを受けたあと意見交換した。

そのなかで、とくに石川龍谷大学教授は、活発に地形展開している徳島県労福協や山口県労福協の活動事例などをあげながら、「一部の会員にしかメリットのない事業メニューやイベントでは会員拡大はできない。個々の会員が日常の暮らしの中で具体的にメリットを実感できるような活動にしなければセンターの自立化も発展も望めない」と指摘し、中小企業労働者の福利・福祉格差是正に向けた運動のありようを提起した。なお、これに先立ち中央労福協は、連合に対し中小企業労働者の福利格差是正についての取り組み強化を要請している。

<講師の発言ポイント>

石川教授=中小企業勤労者福祉サービスセンターに対する国庫補助の廃止をマイナスと考えるより、国の縛りがなくなるという点ではプラスと受け止めるべきではないか。国の縛りが

なくなれば、中小企業という枠組みにとらわれず、大手・中堅企業や公務員の共済会などにもウイングを広げることが可能になり、経営の安定につなげることができるのではないか。

松野専務=国の補助金制度の見直しにより、全国の中小企業勤労者福祉サービスセンターは自立化を図ることが喫緊の課題だ。

勝尾局長=ここ数年、連合の中小対策はどちらかといえば賃金の格差是正の取り組みに偏っていたかもしれない。今後は福利格差の問題も取り上げ、中小企業勤労者福祉センターの強化にも力を入れていきたい。



石川教授



松野専務

地方労福協の活動紹介

群馬県労福協が可処分所得向上運動を展開

群馬県労福協では2月～3月に、「家計カizen 1万円節約をめざすキャンペーン」=可処分所得向上運動の強化月間を展開。この取り組みは、勤労者・サラリーマン家庭の保険やローンなどを点検し、家計支出におけるムリ・ムダ・ムラをなくすことを目的に取り組むもので、県内各地で個別無料相談会を開催している。

群馬県労福協と労働団体・事業団体が協働して取り組む「可処分所得向上運動」は「ゆとり

ある生活」の実現をめざし、県内の皆さんを積極的に応援する取り組みである。

一般的に現在契約している「保険の見直し」や利用中の「ローンの見直し」を行うことにより、月々の家計負担を約1万円程度節約することが可能といわれている。こうして生まれた、“ゆとり”を「健康づくり」や「豊かな暮らし（旅行・レジャー・趣味など）」に活かそうと訴えている。

実効性ある多重債務対策の構築に向けて

地方自治体にも積極的に働きかけて

昨年の貸金業法改正を受けて、多重債務問題の解決に向けた取り組みが本格的に動き出した。政府は今春を目途にアクションプログラムの策定をめざし、多重債務者対策本部に設置された有識者会議で検討を進めている。カウンセリング体制やセーフティネットの充実、消費者教育やヤミ金対策の強化など、方向性は私たちと共有できるものであり、具体的で実効性のあるものにしていかなければならない。

最大の課題は、230万人とも言われる多重債務者のうち、現状の相談機関の利用者が官民あわせても2割程度と、質量ともに圧倒的に不足していることだ。未だに利息制限法を知らずに違法な利息を払い続けている人たちが、人知れず悩みを抱え込んでいる人たちの、いかに相談窓口適切に誘導し、問題解決につなげる仕組みと体制を整備する必要がある。

とりわけ、相談者にとって身近な自治体

の役割は大きい。多重債務者の多くが、税金や保険料等を滞納しており、奄美市や野洲市（滋賀県）のように、関係部署と相談窓口が連携することで早期発見・問題解決につながる。岐阜県では、関係部署による庁内連絡会議が発足した。長野県、岐阜県、埼玉県（準備中）では、行政だけでなく、弁護士会、司法書士会、市民団体などを含めた対策協議会を設置し、官民一体で取り組む体制をつくらうとしている。

こうした取り組みは、予算もさほどかからず（岐阜県は「ゼロ予算」）、多重債務者を家族を含めて救済し、悲劇を防止できるのに加え、自治体にとっても過払金返還等により滞納が一気に解消されるなど効果も大きい。

地方労福協は、こうした先進事例も参考にして、自治体や議会へ積極的に働きかけを行ってほしい。

割賦販売法改正も重要な運動課題に

高齢者や若者をターゲットとした訪問販売などの悪質商法が社会問題化しているが、クレジットが利用されることにより、被害がより高額となる事例が増えている。こうした事態に対応するため、経済産業省は分割払い契約を定めた割賦販売法の改正の検討を進めており、支払い能力を超えた契約（過剰与信）の規制のあり方や、クレジット会社にどこまで責任を負わせるかが焦点となっている。

問題となっているのは、住宅リフォームや呉服、布団、エステ、レンタル絵画など、商品を購入する際に契約書を交わすタイプのクレジット。取引高では2割に過ぎないが、苦情件数では全体の8割を占める。

日弁連や消費者団体は、①貸金業規制法のように具体的な基準を設け過剰与信を実効的に禁止する、②クレジット会社に販売

業者の管理を義務づけ、悪質商法などの被害については共同責任を負わす、③分割払いだけでなく一括払いも規制対象とするなどの改正を要望している。これに対してクレジット業界は「自主規制で十分」との主張を行っており、隔たりは大きい。

経済産業省の産業構造審議会・割賦販売法分科会は、秋までに最終答申をまとめ、来年の通常国会への改正法案提出をめざしている。

消費者信用市場の半分をしめるクレジットの過剰与信は規制の対象外になっている。クレジットを利用した悪質商法被害が多重債務への入り口になるケースも多い。サラ金の規制強化により悪質業者がクレジット業界へ参入してくることも懸念される。昨年の運動の積み残し課題として、これから労福協でもしっかりと議論し、法改正に向けた運動展開が求められる。

新公益法人会計研修会を実施

公益法人改革は会計、制度、税制の三つの柱からなっており、会計は平成18年度の決算から適用され、速やかに実施することが求められている。また、公益法人制度は来年施行され、税制は本年秋に向けて取りまとめが行われる見込みである。

中央労福協は法人格を有する地方労福協および地方労福協の関連団体の平成18年度の決算に当って、新公益法人基準に関する研修会を3月22日(福岡)、23日(大阪)、28日(東京)の3回にわたり開催し、44団体、62名が参加、15団体から個別相談を受けた。



2007年度全国研究集会開催のご案内

1. 開催日時 2007年6月7日(木)13時30分～8日(金)12時
2. 開催場所 「ホテル新潟」
〒950-8531新潟市万代5-11-20 TEL 025-245-3333
3. テーマ 「社会的共感の得られる運動を協働して取り組むために」

「労働組合等の会計税務に係る 実務マニュアル2007年版」を発行しました。



関係の労働組合、関連諸団体へ普及促進をお願いします。

普及促進のためにチラシを用意しております。

必要な部数をご連絡下さい。

申し込みは「中央労福協」ホームページで
電話：03-3259-1287

URL <http://www.rofuku.net>

4月から社会保険制度が変わります。

健康保険では傷病手当金・出産手当金の支給率の見直し（「6割」⇒「3分の2」）等、厚生年金保険は70歳以上の人にも在職老齢年金制度を適用等、労災保険では石綿（アスベスト）健康被害救済のための一般拠出金の申告納付が開始されます。また、国民年金の19年度保険料は14,140円となります。

詳しくは中央労福協のホームページに掲載しました。なお、雇用保険は国会審議中です。改定されたら、ホームページに掲載いたします。

団体建物火災共済

手頃な掛金で、最高保障12億円!!

3つのポイント

- ① 保障範囲の広さが魅力!!
- ② 長期契約で確かな安心!!
- ③ 消火設備割引で、掛金を最大20%割引!!



オフィスガード

労働組合が所有する建物や什器備品を守ることで組合活動をサポートしています。

全労済協会

03-5333-5126(代表) ▶ 全労済協会では労働組合支援活動のひとつとして、団体保障制度を取り扱っています。 ※加入のご相談は各県の全労済へお問い合わせください。